

令和7年度 八匠水道企業団水質検査計画

1. 基本方針

八匠水道企業団（以下、「企業団」という。）では、皆様が安心して飲んでいただける水道水を供給するため、適切な水質検査を実施するとともに、安全な水道水を供給していることをご理解いただくため、水道水の水質検査計画を作成し、その検査結果を公表するものです。

2. 水道事業の概要

当企業団の水道事業の概要は、次のとおりです。

(1) 給水区域 匠瑳市・横芝光町の一部（栗山川東側）

(2) 水 源 九十九里地域水道企業団

※匠瑳市、東金市、山武市、大網白里市、茂原市、横芝光町九十九里町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町及び長南町の13市町村が共同で設立した用水供給団体である九十九里地域水道企業団から浄水を購入し、配水池を経由して各家庭へ給水しています。

(3) 配水池の名称 八日市場配水池 匠瑳市生尾10番地

八日市場第2配水池 〃

光配水池 横芝光町傍示戸1029番地

3. 原水の水質状況

当企業団の原水は、九十九里地域水道企業団から供給された浄水ですが、これは利根川水系栗山川より取水した表流水を、水道法で定められた水質基準内に浄水処理したものです。

栗山川の水は、上流の生活排水等の影響を受け易い状況下であり、決して良好な水源とはいえません。

時には、次のような問題が生じる場合があります。

(1) カビ臭の発生

・春から夏にかけて水源の植物プランクトン等の異常発生により、カビの臭いが感じられることがあります。

(2) トリハロメタン濃度の上昇

・水中の有機物と消毒用の塩素が反応してトリハロメタンが生成されるもので、水温が上昇する夏季にその濃度が高くなる場合があります。

(3) 水源水質事故による影響

・水源となる河川は、油等の流出事故で水質異常が発生する場合があります。

※これらの問題の対策として、九十九里地域水道企業団では、水源の状況に応じて適切な浄水処理、水質検査を実施し水質管理を行っております。当企業団においても

給水栓末端まで水質基準に適合した水道水が供給できるよう、九十九里地域水道企業団からの原水水質の情報提供や本水質検査計画に基づき検査を実施することで水質管理を行っていきます。

4. 水質検査を行う地点・項目・頻度

当企業団では、過去の結果を考慮して令和7年度水質検査を下表のとおり実施いたします。

(1) 水質検査

- ①検査機関
- ・ 九十九里地域水道企業団
 - ・ 水道法第20条第3項に規定する国土交通省大臣及び環境省大臣の登録を受けた水質検査機関（以下、「法第20条登録機関」という。）

②採水地点 水質基準（51項目）検査及び定期検査

- (1) 匝瑳市飯塚309番地2
- (2) 匝瑳市吉崎4861番地3
- (3) 山武郡横芝光町木戸10156番地

毎日検査

- (1) 匝瑳市吉崎地先
- (2) 匝瑳市大寺地先
- (3) 山武郡横芝光町木戸地先

③水質検査項目と検査回数

水質検査項目、検査回数について、水道法に基づき「毎日検査項目」、「水質基準項目」また水質管理上留意すべき「水質管理目標設定項目」について以下のとおり実施致します。

また水質基準項目において、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合で、過去3年間における検査の結果が全て基準値の1/10以下の場合は、概ね3年に1回以上、1/5以下の場合は、概ね1年に1回以上まで検査回数を減ずることができる※項目もありますが、水質の監視、確認のため、検査回数を減ずることなく実施致します。

※水道法施行規則第15条第1項第3号ハ、水道法施行規則第15条第1項第4号に規定する検査の省略は行いません

- (a) 細菌類は、月に1回の検査を行います。
- (b) 重金属は、年4回の検査を行います。
- (c) 亜硝酸態窒素は、月に1回の検査を行います。
- (d) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、月に1回の検査を行います。
- (e) シアン、フェノール等の毒物は、年4回の検査を行います。
- (f) 揮発性有機物は、主に地下水で問題になることが多いのですが、年4回の検査を行います。
- (g) 臭素酸は、消毒用に次亜塩素酸ナトリウムを使用しているため、年4回の検査を行います。

- (h) 消毒副生成物は、年4回の検査を行います。
- (i) アルミニウムは、浄水場で凝集剤にPAC（ポリ塩化アルミニウム）を使用していることから、年4回の検査を行います。
- (j) 塩化物イオンは、月1回の検査を行います。
- (k) 鉄・マンガン・硬度等については、月1回の検査を行います。
- (l) 陰イオン及び非イオン界面活性剤は、年4回の検査を行います。
- (m) カビ臭の原因物質は、発臭時期を考慮し、年4回以上の検査を行います。
- (n) 濁度・色度・pH等は、月1回の検査を行います。

- (o) ホウ素は、海水の淡水化施設で問題となる物質ですが、年4回の検査を行います。
- (p) 有機物（TOC）及び蒸発残留物は、月1回の検査を行います。
- (q) フッ素・銅・ナトリウムは、年4回の検査を行います。
- (r) 濁り・色・残留塩素濃度・pH・味・臭いについては、毎日検査を行います。
- (s) ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）は、年4回の検査を行います。

水質検査予定表

| | 項 目 | 検査機関 | 年12回 | 年4回 | 備考 |
|-----|--|--------|------|-----|-----|
| 基1 | 一般細菌 | (共/20) | ● | ● | (a) |
| 基2 | 大腸菌 | (共/20) | ● | ● | (a) |
| 基3 | カドミウム及びその化合物 | (20) | | ● | (b) |
| 基4 | 水銀及びその化合物 | (20) | | ● | (b) |
| 基5 | セレン及びその化合物 | (20) | | ● | (b) |
| 基6 | 鉛及びその化合物 | (20) | | ● | (b) |
| 基7 | ヒ素及びその化合物 | (20) | | ● | (b) |
| 基8 | 六価クロム化合物 | (20) | | ● | (b) |
| 基9 | 亜硝酸態窒素 | (共/20) | ● | ● | (c) |
| 基10 | シアン化物イオン及び塩化シアン | (20) | | ● | (e) |
| 基11 | 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 | (共/20) | ● | ● | (d) |
| 基12 | フッ素及びその化合物 | (20) | | ● | (q) |
| 基13 | ホウ素及びその化合物 | (20) | | ● | (o) |
| 基14 | 四塩化炭素 | (20) | | ● | (f) |
| 基15 | 1, 4-ジオキサン | (20) | | ● | (f) |
| 基16 | シス-1, 2-ジクロロエチン及び トランス-1, 2-ジクロロエチン | (20) | | ● | (f) |
| 基17 | ジクロロメタン | (20) | | ● | (f) |
| 基18 | テトラクロロエチレン | (20) | | ● | (f) |

| | | | | | |
|------|--------------------|--------|---|---|-----|
| 基 19 | トリクロロエチレン | (20) | | ● | (f) |
| 基 20 | ベンゼン | (20) | | ● | (f) |
| 基 21 | 塩素酸 | (20) | | ● | (h) |
| 基 22 | クロロ酢酸 | (20) | | ● | (h) |
| 基 23 | クロロホルム | (20) | | ● | (h) |
| 基 24 | ジクロロ酢酸 | (20) | | ● | (h) |
| 基 25 | ジブロモクロロメタン | (20) | | ● | (h) |
| 基 26 | 臭素酸 | (20) | | ● | (g) |
| 基 27 | 総トリハロメタン | (20) | | ● | (h) |
| 基 28 | トリクロロ酢酸 | (20) | | ● | (h) |
| 基 29 | ブロモジクロロメタン | (20) | | ● | (h) |
| 基 30 | ブロモホルム | (20) | | ● | (h) |
| 基 31 | ホルムアルデヒド | (20) | | ● | (h) |
| 基 32 | 亜鉛及びその化合物 | (20) | | ● | (k) |
| 基 33 | アルミニウム及びその化合物 | (20) | | ● | (i) |
| 基 34 | 鉄及びその化合物 | (共/20) | ● | ● | (k) |
| 基 35 | 銅及びその化合物 | (20) | | ● | (q) |
| 基 36 | ナトリウム及びその化合物 | (20) | | ● | (q) |
| 基 37 | マンガン及びその化合物 | (共/20) | ● | ● | (k) |
| 基 38 | 塩化物イオン | (共/20) | ● | ● | (j) |
| 基 39 | カルシウム、マグネシウム等 (硬度) | (共/20) | ● | ● | (k) |
| 基 40 | 蒸発残留物 | (共/20) | ● | ● | (p) |
| 基 41 | 陰イオン界面活性剤 | (20) | | ● | (l) |
| 基 42 | ジェオスミン | (20) | | ● | (m) |
| 基 43 | 2-メチルイソボルネオール | (20) | | ● | (m) |
| 基 44 | 非イオン界面活性剤 | (20) | | ● | (l) |
| 基 45 | フェノール類 | (20) | | ● | (e) |
| 基 46 | 有機物 (全有機炭素(TOC)の量) | (共/20) | ● | ● | (p) |
| 基 47 | pH値 | (共/20) | ● | ● | (n) |
| 基 48 | 味 | (共/20) | ● | ● | (n) |
| 基 49 | 臭気 | (共/20) | ● | ● | (n) |
| 基 50 | 色度 | (共/20) | ● | ● | (n) |
| 基 51 | 濁度 | (共/20) | ● | ● | (n) |
| 目 16 | 残留塩素 | (共/20) | ● | ● | (n) |
| 目 13 | ジクロロアセトニトリル | (20) | | ● | (h) |
| 目 14 | 抱水クロラール | (20) | | ● | (h) |
| 目 31 | PFOS及びPFOA | (20) | | ● | (s) |

| | 毎日検査項目 | 検査機関 | 毎日 | 備考 |
|--|--------|------|----|-----|
| | 残留塩素 | 自己 | ● | (r) |
| | pH値 | 〃 | ● | (r) |
| | 色 | 〃 | ● | (r) |
| | 濁り | 〃 | ● | (r) |
| | 味 | 〃 | ● | (r) |
| | 臭い | 〃 | ● | (r) |

基○は水質基準項目（51項目）、目○は管理目標設定項目の番号となります。

※検査機関（共）…九十九里地域水道企業団との共同検査
 (20) …法第20条登録機関への委託

(2) 臨時水質検査

当企業団が行う臨時水質検査は、九十九里地域水道企業団及び法第20条登録機関にて、次の場合に実施します。

なお、検査項目は状況に応じて決定します。

- (a) 水源の水質事故により影響を受けたとき
- (b) 浄水処理において異常が生じたとき
- (c) お客様の水道水に異常が生じたとき
- (d) その他、検査が必要と認められたとき

※お客様の水道水に異常が生じた場合は、速やかに対応致しますので、当企業団まで連絡をしてください。

5. 水質検査計画及び検査結果の公表

当企業団で作成した水質検査計画及び検査結果については、次のとおり皆様に公表します。

(1) 水質検査計画

水質検査の計画については、毎年度見直しを行い新年度分を作成し、ホームページに掲載します。

(2) 水質検査結果

水質検査結果については、毎年6月までに前年度分の検査結果をホームページに掲載します。

6. その他

当企業団における水質検査は次のとおり実施しております。

(1) 水質検査業務

水質検査業務は、九十九里地域水道企業団との共同検査及び法第20条登録機関への委託をしています。

共同検査は試料の採取、運搬を当企業団で行い、検査を九十九里地域水道企業団にて行っています。

法第20条登録機関への委託では試料の採取から運搬、検査すべてを委託して行っています。委託先については水道GLPやISO/IEC17025取得状況等を選定条件としており、実施状況は検査の結果の根拠となる書類及び精度管理の資料等により確認しております。

(2) 水質検査結果

水質検査の結果に異常が認められた場合には、確認のため直ちに再検査を行うこととしております。

(3) 関係機関との連携

水質事故等が発生した場合は、県や九十九里地域水道企業団に連絡し、迅速に情報を把握できる体制を整えております。

※お客様の御意見がありましたら当企業団まで連絡ください。

八匠水道企業団 施設班 水質担当

TEL 0479-73-3171

FAX 0479-73-4774

E-mail soumu@hasso-suidou.jp